

文教委員会資料

陳情第 164 号

学校給食における「黙食」の緩和を求める陳情

資料 陳情第 164 号「学校給食における「黙食」の緩和を求める陳情」

令和5年3月13日
教育委員会事務局

陳情第 164 号「学校給食における「黙食」の緩和を求める陳情(資料)」

1 陳情事項

多くの学校等の中で行われている給食時間の「黙食」を緩和し、先生や友達と互いの顔を見ながら共に楽しく味わうことができる「食育」の場になるよう見直しをしてください。

2 陳情事項に関するこれまでの取組

- (1) 本市における学校での新型コロナウイルス感染症対策については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（以下「衛生管理マニュアル」という。）」の内容に基づき、「市立学校における教育活動ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を作成し、各学校に周知しています。
- (2) 「黙食」の取り扱いについては、令和4年11月29日付け文部科学省事務連絡「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」を受けて、本市のガイドラインから「黙食の徹底」の項目を削除するとともに、「会話を控える」から「大声での会話を控える」よう改訂を行い、各学校宛て令和4年12月1日付けで依頼文書を発出し、併せて、各学校長に対して、一斉配信メールによって周知を行いました。また、保護者に向けての本市の考え方を示すため、令和4年12月16日付けで市HPに対応内容について掲載したところです。
- (3) 給食等の食事をする場面について、文部科学省の衛生管理マニュアルでは、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさない対応の一例として、机を向かい合わせにしない」とされていることから、本市のガイドラインにおいても「飛沫感染防止のため、机を向かい合わせにしない」よう学校に示しているところです。

3 陳情事項に対する本市の考え方

- (1) 「黙食」については、令和4年12月に本市のガイドラインから「黙食の徹底」の項目を削除するとともに、「大声での会話を控える」よう改訂を行うなど本市としての考え方について示しているところですが、コロナ禍において、長く黙食の状態が続き、子どもたちの中にも、マスクを外した状態で会話することへの抵抗感があることに加え、保護者の中にも様々な考え方があることから、各学校においては感染状況を踏まえながら段階的な対応を図っているところです。
- (2) 今後の給食における感染拡大防止対策につきましては、令和5年2月10日付け政府対策本部決定において、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされており、これらに係る留意事項等について、文部科学省から示されることとなっておりますので、本市におきましても、これらの通知等に基づき、改めて本市のガイドラインの見直しを行うなど、適切に対応してまいります。
- (3) なお、感染拡大防止対策の変化に戸惑いを抱く児童生徒に対しては、「すべての児童生徒が様々な不安やストレスを抱えている」との認識を教職員が深めた上で、給食時間においても個々の児童生徒の心情に寄り添った指導に引き続き努めてまいります。